

小高坂児童館防水改修工事

[illegible]

2026.07

小高坂児童館防水改修工事

特記仕様書

I 工 事 概 要

1. 工事場所

高知市山ノ端町32番地

2. 工事種目

【小高坂児童館】
鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積304.24㎡
防水改修

3. 関連工事等

・電気設備工事・機械設備工事・ガス設備工事・昇降機設備工事・植栽工事
・合併処理装置設置工事・外構工事

4. 概成工期

完成期限の()日前 (令和 年 月 日)
総合試運転調整 ・実施する ・実施しない

5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項)

令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。

II 建 築 工 事 仕 様

1. 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

2. 適用基準等

図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による
・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版)
・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版)
※建築工事標準詳細図 (令和4年版)
・敷地調査共通仕様書 (令和4年版)
・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)

3. 「週休2日制工事」の実施について

※対象 (・選択Ⅰ型 ○選択Ⅱ型)
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする。
「週休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領(営繕工事編)による。
(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html>)
・対象外(理由:)

4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について

※対象 ○見込んでいない (理由: ※過去のWBGT値に基づき算定した日数が0日のため ・
・見込んでいない (作業不能日数: ※現場説明書による
・対象外(理由:)

5. 「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について

※適用する(現場説明書による) ・適用しない

項 目

特 記 事 項

① 交通誘導警備員

その他の施工条件
・資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。
・登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。
○ 固定金具を屋根スラブに取り付ける作業は、施設管理者と協議の上、直下階に利用者のいない平日の午前中などに行うこと。
○ 施設を利用しながらの工事となるため、騒音・振動作業については施設管理者と協議すること。
交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。

配置人員等 ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。
・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。
○ 監督職員と協議し、適宜配置する。

配置人員の資格
・1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。
※ 交通誘導に関し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

資格	資 格 要 件	配置人数
1. 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの	人
交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経年数)が1年以上であるもの	3人

なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。

② 工事安全計画書

建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。

13 統括安全衛生管理義務者の指名

④ 発生材の処理

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第2項に基づき指名をする。

産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、[1.3.12]
事前に監督職員に処理計画書を提出する。
産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。
自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする)
産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。
また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。
廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。
また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。
ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。
なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。
・引渡しを要するもの (・)
・現場再利用を図るもの (・)
・再資源化を図るもの (※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート)

分析調査

※ 施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。
・行う (・) ・行わない

・PCBを含む機器類	
・変圧器	
・コンデンサ	
・蛍光灯、H I D灯具の安定器	
・その他 ()	
・PCB含有シーリング材	
・漆油	
・廃酸 廃アルカリ	
・臭化リチウム水溶液	
・電池の溶解液	
・ダイオキシン類	

再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)により作成し、提出は以下による。
a) コブリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(<https://fkplus.jaic.or.jp>)より、利用申請等を行うことができる。
b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。
c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。
d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。
e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。

⑩ 工事の保険

工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。

※ 金銭的保証方式 ・

・有 ○ 無

⑩ 証明書の提出(グリーン購入法)

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。

項 目

特 記 事 項

②0 石綿含有建材の調査

木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。 [1.4.2]

事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる [1.5.1]
事前調査範囲 ※ 改修範囲 ・
事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)又は、令和5年9月30日までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されたものが行うこと。
貸与資料 ※ 有 (○既存の設計図書 ・)
・ 無
分析調査 ※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。
・行う (調査建材使用部位 調査建材名 検体数)
分析方法 ※ 定性分析 ・
定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。

21 施工数量調査

調査範囲 ※ 図示 ・ 改修建物の外壁、軒天、パラペット [1.6.2]
調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診 ・
破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧 ・
外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。
また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)

②2 技能士及び技能資格者

※ 適用する (○:一級、●:二級) [1.7.2][1.7.3]

工 事 種 別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別
・仮設工事	※ ● とび作業(又は足場組立作業主任者)・
・鉄筋工事	※ ○ 鉄筋組立て作業
・コンクリート工事	・ ○ コンクリート圧送工事作業 ・ ○ 型枠工事作業
・鉄骨工事	※ ● とび作業
・ブロック・ALCパネル工事	・ ○ コンクリートブロック工事作業 ・ (単一)エーエルシーパネル工事作業
○ 防水工事	・ ○ アスファルト防水工事作業 ・ ○ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ○ ○ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ ○ セメント系防水工事作業 ○ ○ シーリング防水工事作業 ・ ○ 改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ ○ FRP防水工事作業
・石工事	※ ○ 石張り作業 ・
・タイル工事	※ ○ タイル張り作業 ・
・木工事	※ ○ 大工工事作業 ・
・屋根及びとい工事	・ ○ かわらぶき ・ ● スレート工事作業 ・ ○ 内外装板金作業
・金属工事	・ ○ 鋼製下地工事作業 ・ (単一)金属製バルコニー工事作業
・左官工事	※ ○ 左官作業 ・
・建具工事	・ ○ ビル用サッシ施工作業 ・ ○ 木製建具製作 ・ ○ ガラス工事作業
・カーテンウォール工事	※ ○ 金属製カーテンウォール工事作業
・塗装工事	※ ○ 建築塗装作業 ・
・内装工事	・ ○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○ 壁装作業 ・ ● カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ○ 畳製作作業 ・ ○ ボード仕上げ工事作業
・植栽工事	※ ○ 造園工事作業 ・
・その他	・ 一級又は(単一)樹脂接着剤注入作業(エポキシ樹脂注入工事) ・ 家具手加工作業

適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。

23 化学物質の室内濃度の測定

化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。 [1.7.9]
ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける連報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。
測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。

測定方法
※ 厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。
測定対象化学物質
※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン
※スチレン ※パラジクロロベンゼン ・
測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定)
測定対象室 ()
なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。
1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。
2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。
3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。
本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。
また、本工事の施工が原因となつて、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。

24 直接仮設の養生

内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。

②5 建築材料等

本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。
ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
県内産資材の優先使用
本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。
注1: 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。
ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。
注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

工 事 名

小高坂児童館防水改修工事

図 面 名

改修特記仕様書(1)

2026.07 縮 尺

作 図

令和8年 8月 日

係

係 長

課長補佐

課 長

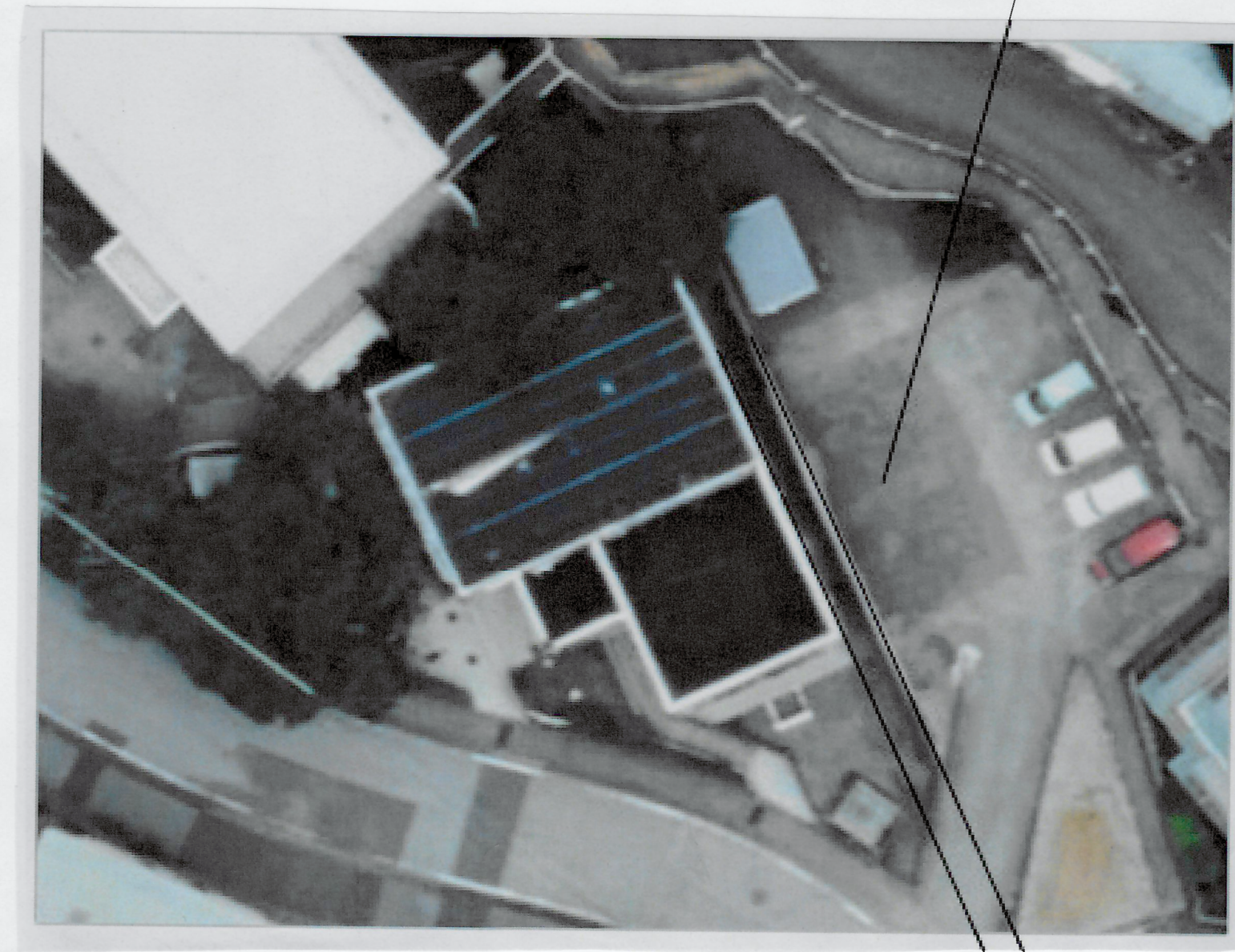
図面番号

A-01

高知市 都市建設部 公共建築課



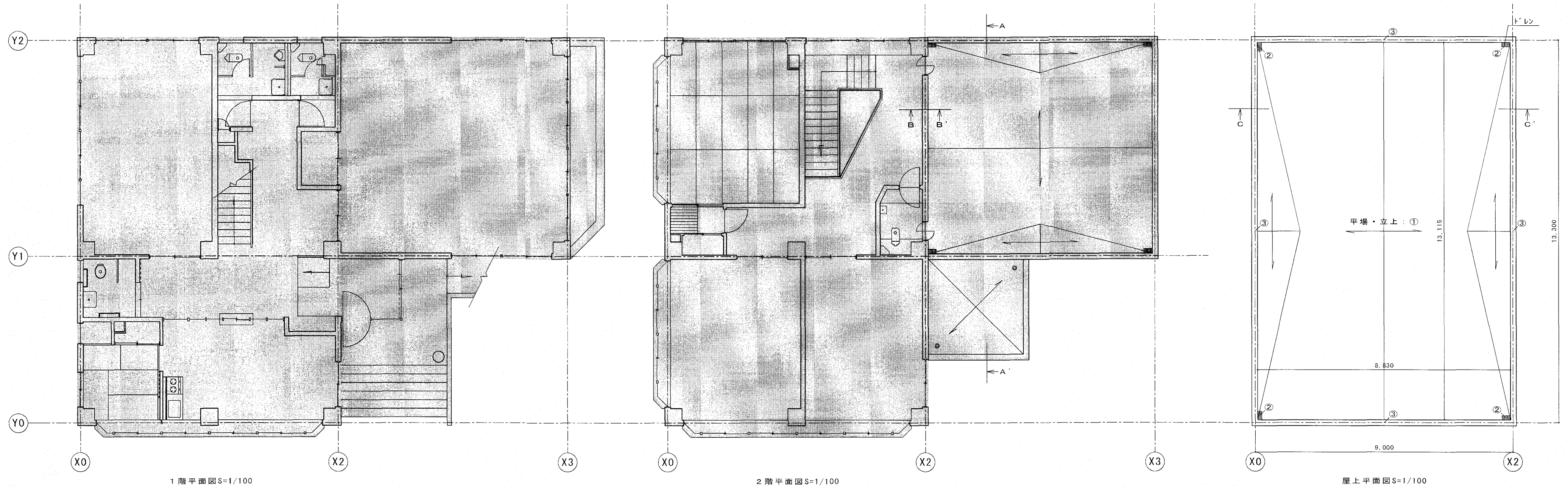
付 近 見 取 図



配 置 図

・足場設置箇所及び敷材置き場はH=1,800程度のガードフェンスで囲むこと。

				高知市 都市建設部 公共建築課		工 事 名	係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号
						小高坂児童館防水改修工事	秋森	澤田	豊田	松本	A-03
						図 面 名 付近見取、配置図 縮 尺	作 図	令和8年	8月	日	



防水改修表	
記号	改修前
①	既存シート防水撤去
②	排水ドレン (よこ引き φ100) ストレーナー撤去
③	アルミ製押え金物 L-140x55撤去 シーリング共
改修後	
①	ポリマーセメントペースト塗りのうえ、合成高分子系シート防水 (S-F2)
②	既存ドレン防錆処理のうえ、改修用ドレン (よこ引き φ100 ストレーナー共)
③	アルミ製押え金物 L-140x55程度新設 シーリング共

